

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月18日
【会社名】	明治機械株式会社
【英訳名】	Meiji Machine Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 豊三郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22
【電話番号】	03 - 5295 - 3511（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 高工 弘
【最寄りの連絡場所】	栃木県足利市鹿島町1115番地（足利工場）
【電話番号】	0284 - 62 - 1321（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部部长 山口 昌廣
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,741,200円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,504,741,200円
	（注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	300個（新株予約権1個につき89,285株）
発行価額の総額	4,741,200円
発行価格	新株予約権1個につき15,804円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年10月6日（火）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	明治機械株式会社 総務部 東京都千代田区神田多町二丁目2番地22
払込期日	平成21年10月6日（火）
割当日	平成21年10月6日（火）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 京橋支店

(注) 1. 第1回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成21年9月18日（金）開催の取締役会決議によるものであります。

- 平成21年9月18日（金）開催の取締役会決議により、平成21年9月24日（木）に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総額買受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
- 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総額買受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## 5. 割当先の概要及び当社と割当先との関係等は以下のとおりであります。

## (1) 割当先の概要

名称	Brillance Hedge Fund	
割当新株予約権の数	300個	
発行価額の総額	4,741,200円	
所在地	P.O. Box 30592, Cayside, 2nd Floor, Harbour Drive, George Town, Grand Cayman KY1-1203 Cayman Islands.	
設立根拠等	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト	
組成目的	純投資	
組成日	平成21年3月1日	
出資者・出資比率・出資者の概要	投資一任勘定委託先であるBrillance Capital Management Pte. Ltd.のManaging Director Takahiro Yamada氏をはじめとする日本人を含む富裕層から出資されています。	
投資一任勘定委託先	Brillance Capital Management Pte. Ltd. (10 ANSON ROAD, #12-14 INTERNATIONAL PLAZA SINGAPORE 079903)	
投資一任勘定委託先の概要	名称	Brillance Capital Management Pte. Ltd.
	所在地	10 ANSON ROAD, #12-14 INTERNATIONAL PLAZA SINGAPORE 079903
	代表者の役職・氏名	Managing Director Takahiro Yamada
	事業内容	投資業
	資本金	21,500,000円（平成21年8月末現在）
国内代理人の概要	名称	税理士法人 赤坂共同事務所
	所在地	東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー4F
	代表者の役職・氏名	代表社員 吉村 史明
	事業内容	会計・税務業務
	資本金	該当事項はありません。
当社とファンドとの関係	当社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、特筆すべき人的関係・取引関係はありません。
	当社と投資一任勘定委託先との関係	当社と当該ファンドの投資一任勘定委託先との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの投資一任勘定委託先並びに当該ファンドの投資一任勘定委託先との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	当社と当該国内代理人の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(注) 1. 割当先の概要は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

2. 割当先のファンドを運用しているのは、Brillance Capital Management Pte. Ltd.（本拠地：シンガポール）であります。

## 募集の目的及び理由

当社グループを取り巻く関連業界における環境は、昨年来の米国のサブプライムローン問題から端を発した世界的金融危機の影響を受け、個人消費や設備投資の減退、企業業績や雇用情勢の悪化などにより、依然厳しい状況が続いており、一部に景気回復の兆しが見られるものの、その先行きの不透明感が強まりつつあり、一部の事業を除き、主たる事業である産業機械関連事業や塗装工事関連事業をはじめ、競合他社との受注価格競争が激化しており、景気低迷を反映した厳しい事業環境が継続しています。

直近期である前連結会計年度(平成21年3月期)及び当第1四半期連結会計期間(平成22年3月期)において、それぞれ営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度(平成21年3月期)は1,262,341千円のプラスでありましたが、当第1四半期連結会計期間(平成22年3月期)は79,911千円のマイナスとなったことに加え、財務面における預金残高も前連結会計年度(平成21年3月期)末に比べ減少し、平成21年5月に策定した年度資金計画における当第1四半期連結会計期間(平成22年3月期)において予定していた1,650,000千円の借入による資金調達、実際には208,387千円に留まったことや当該新規借入金において、前連結会計年度(平成21年3月期)と比較して平均金利が年利1.04ポイント上昇していることなど金融機関の融資姿勢の厳格化等の影響により、当社グループの運転資金を含む資金調達が当初の予定より遅れて厳しい状態にあります。

このような状況下、当社グループは以下の経営改善計画を策定いたしました。

### 新中期3カ年経営計画(第135期～第137期)

当社グループは、平成21年3月27日開催の当社取締役会において決議された「新中期3カ年経営計画(第135期～第137期)」に従って、収益の抜本的な改善を図るべく、赤字分野・不採算分野の事業構造改善策及び固定費削減策を中心とした「構造改革」を推進してまいります。

### 経営コンサルタント

みずほ総合研究所株式会社と経営コンサルティング契約を締結し、平成21年7月から11月にかけて、プロセス・設計・製造を中心とした経営改善余地診断を実施し、それに基づく抜本的改善諸策を検討・実行してまいります。

### 産業機械関連事業部門

#### 1) 予算管理の徹底と適正利益の確保

適正利益を確保すべく、プラント工事をはじめとする予算管理を徹底的に行うとともに、絶えず採算性の管理の見直し・強化を実施、システムとして構築して利益体質への転換を図ってまいります。

#### 2) 固定費削減

販管費で年間約50,000千円の経費削減を目標とします。

##### イ. 役員報酬のカット

平成21年4月から取締役及び監査役の報酬の5%～10%カットを実施しております。

##### ロ. 経費削減

平成21年4月から暫定的な規則改訂などにより、時間外労働の削減、従業員賞与の削減等の人件費削減ほか、旅費・交際費・消耗品費等の諸経費節減を徹底しております。

##### ハ. 購入品及び材料費削減

海外を含めた国内外の購入先及び購入方法の見直しにより、コストダウンを図っております。

#### 3) 利益阻害要因(仕損費)の削減

利益阻害要因となるクレームや不具合の発生額を年間20,000千円以内に抑え、さらにその削減を図ってまいります。

#### 4) 価格変動リスクに対する対応

急激な原油や鋼材等の原材料価格の変動のリスクに備え、契約条項への具体的な織り込み、早い段階での価格交渉や速やかな価格改定を進め、収益の確保を図ってまいります。

#### 5) 組織体制の改正

平成21年7月1日付で、会社組織を大きく変革して飼料部と製粉産業部とに区分し、それぞれの営業・設計・積算・メンテナンス業務を一気通貫による風通しの良い管理運営を実施し、業務の効率化によるコスト削減、予算管理の徹底を図ってまいります。

## 6) 子会社との連携強化による相乗効果の追求

平成20年3月にM & Aにより子会社化した同業の株式会社東京製粉機製作所との営業・設計・開発面での連結強化を実行しており、そのシナジー効果を具現化することにより製粉機製造分野でのシェア拡大を図ります。

### 半導体製造装置関連事業部門

#### 1) 半導体業界の回復見通しと経営計画

韓国、台湾をはじめとする世界的な半導体市況の急激な低落は、在庫調整が当上期（平成22年3月期）でほぼ完了して、不透明感はあるものの下期（平成22年3月期）より回復が期待されます。これに備え、連結子会社ラップマスターエスエフティ株式会社の開発力・営業力の強化を推進し、今後の受注・売上の拡大に繋げてまいります。

#### 2) キャッシュ・フローの重視

連結子会社ラップマスターエスエフティ株式会社では、特に海外からの売上債権の回収が遅れる傾向にあり、営業キャッシュ・フローのマイナス、資金繰りへの圧迫となっておりますが、海外顧客との交渉を積極的に進めて売上債権の回収期間の短縮化を図り、営業キャッシュ・フローの安定化を目指してまいります。

#### 3) 関連非半導体製造装置事業への進出

半導体製造装置のノウハウを応用し、特にLED（青色発光ダイオード）等の関連非半導体製造装置分野への積極的な進出を図り、経営の多様化により今後の受注・売上の拡大に繋げてまいります。

### 資金繰り

当社は、平成21年7月には3金融機関より計1,000,000千円の運転資金の借入を実行しておりますが、今後もメインバンクを中心に既存取引銀行からの必要資金の調達を継続交渉してまいります。

また、半導体製造装置事業におきましては、資金繰りが厳しくなっている一因としての売上債権の回収遅れに対応すべく、連結子会社に対する売上債権の回収早期化に向けた海外顧客との話し合いを実行しています。

その他、今後の所要資金の確保のため、金融機関からの資金調達のほか、それ以外の資金調達手段も視野に入れ検討してまいります。

上記、「経営改善計画」の実現のため、有限な経営資源である「ヒト・モノ・カネ・ジョウホウ」といった経営の判断材料を整理した上で、「コアビジネスである飼料・製粉・産業等の既存分野の継続的展開」、「中国德州工場でのロール生産販売の拡充と現地法人の経営黒字化」、「半導体事業の確保と拡大及び関連分野への進出」の3項目を重点投資事項（以下まとめて「重点投資策」という。）と位置付け、選択と集中を行い、シフトすることに加え、財務状況の改善を図り財務基盤を強化することが必要不可欠であると考えております。

重点投資策の内容は下記のとおりです。

#### コアビジネスである飼料・製粉・産業等の既存分野の継続的展開

食品加工機械分野における「ものづくり・工事サービス」で業界トップを堅持しつつ、子会社化した株式会社東京製粉機製作所との連携をさらに深め、特に設計・営業部門でのシナジー効果の具現化をして、シェアの拡大に繋げてまいります。また、プラント工事予算制度の徹底などによる適正利益の確保を図ってまいります。

#### 中国德州工場でのロール生産販売の拡充と現地法人の経営黒字化

国内外向ロール生産販売体制の確立と経営の黒字転換を目指すとともに、中継基地として中国製飼料製粉機器の調達倍増によるコストダウンに寄与し、今後の受注・売上の拡大に繋げてまいります。

#### 半導体事業の確保と拡大及び関連分野への進出

開発力・営業力強化をさらに推進して、事業の確保に努めてまいります。また、LED等の関連非半導体製造事業への積極的な進出を図り、多角化による経営基盤の確立、ならびに安定的な収益の確保による業績の向上に取り組んでまいります。

今回の本新株予約権発行の決定により、当社の財務基盤を強化し、事業資金及び運転資金の拡充を図ります。

また、業績回復のための資金力と事業基盤安定の道筋をつけることで、当社グループの信用力を回復し、経営基盤を安定させることにより、当社及び当社グループの企業価値の向上及び既存株主様の持分価値の向上につながるものと認識しております。

#### 当該資金調達の方法を選択した理由について

当社グループは、今回の資本政策の実施に際し、新たなエクイティ・ファイナンスの割当先となり得る内外の金融機関等や、当社グループの事業概要・事業戦略を理解していただける第三者割当増資の割当先となり得る事業会社等、多種多様な資金調達手段を検討いたしました。そのような状況の中、本新株予約権の割当先の投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte. Ltd.は、当社グループの事業戦略等を理解していただいたうえで、既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、新株予約権の発行という方法でご提案いただきました。これを基に、当社はBrilliance Capital Management Pte. Ltd.と再三の協議を重ね、昨今の資金調達手段の商品設計等について、当社グループが確実にタイムリーな資金を調達して行くためには、現時点では、既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した仕組みである行使価額修正条項付新株予約権の発行による資金調達が最も有効かつ確実であると判断しました。また、行使価額が固定型の新株予約権に比べ行使が促進されやすく、資本政策に変更が生じた際には、当社の判断において本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができること、事前通知により新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができること、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないこと、以上の点において当社を満足させることができたことにより当該選択を行っております。

また、本新株予約権は、行使価額修正条項付（MSワラント）となっておりますが、行使価額が固定型の新株予約権ではなく、行使価額修正条項付とした理由は次のようになります。

行使価額が固定型の新株予約権の場合は、株価が上昇局面では行使が促進されますが一気に行使されることにより希薄化が急激に生じる可能性があること、その結果として、株価の下落局面では促進されない可能性があること、というデメリットを持っております。一方、行使価額修正条項付の新株予約権の場合は、行使価額が時価に応じて修正されること及び本新株予約権は下方のみならず上方にも行使されますので、コンスタントに行使が行われやすいこと、株価水準に関わらず行使が行われやすいこと、という固定型新株予約権のデメリットを克服することが可能です。

一方、行使価額修正条項付の新株予約権の場合、コンスタントに行使が行われやすいため、行使により発行された株式の売り圧力がコンスタントに生じてしまうこと、その結果として、株価の下落局面では更なる株価の下落となってしまうというデメリットを持っております。割当先であるBrilliance Hedge Fundからは、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っておりますので、このようなデメリットはある程度緩和されるものと見込んでおります。

また、本新株予約権は、市場に連動した行使価額修正条項付新株予約権であるため、新株予約権の行使による資金調達においてコンスタントかつ確実にすることが可能となっております。とりわけ、本新株予約権は行使価額が修正されるため時価と行使価額の乖離が一定程度に保たれること、及び当社の要請による行使停止期間を設けることが可能である為、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑えることが可能な仕組みとなっております。

#### 本新株予約権の特徴について

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

##### 行使価額及び対象株式数の修正

本新株予約権には以下の行使価額及び対象株式数の修正条項が規定されております。

- ・本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前日の株価終値の105%と、時価よりも高く設定されております。
- ・本新株予約権は行使価額が修正されますが、下方だけではなく、上方にも修正されます。行使価額の修正は、毎週金曜日を決定日としており、決定日の株価終値の90%に修正されます。

- ・本新株予約権の行使価額の修正範囲に関しては、上限行使価額と下限行使価額を設定しております。上限行使価額は、当初行使価額の200%としております。他方、下限行使価額は、当初行使価額の55%としており、当社株式の希薄化の進行を防止する効果があります。

なお、別記(2)「新株予約権の内容等」欄に記載の「新株予約権の行使時の払込金額」に記載の定めに従って、行使価額及び対象株式数の双方が調整されます。

#### 行使停止要請条項

本新株予約権には以下の行使停止要請条項が規定されております。

当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。

- ・本新株予約権者に10営業日前に書面で通知する事により、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができ、この指定可能期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までとなっております。この、行使停止期間の指定は、未行使の本新株予約権の全部または一部に対して可能であり、行使停止期間の長さには制限はありません。つきましては、例えば当社が他の資金調達手段を具体的に検討している期間に行使を停止させたり、一定以上の希薄化が生じたとき当社が判断した場合は行使を停止させたり等、当社の事情により、本新株予約権の行使に制限を設けることが可能です。

#### 取得条項及び取得請求

本新株予約権には以下の取得条項が規定されております。

当該取得条項により、事業戦略の進捗次第で将来的に資金ニーズ等が後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、当該取得条項に従い本新株予約権者の保有する新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後においても資本政策の柔軟性を確保することができます。

- ・本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の発行価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されております。

- ・本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有します。

#### 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されております。

- ・総額買受契約により、本新株予約権の譲渡については、別記(2)「新株予約権の内容等」欄に記載の「新株予約権の譲渡に関する事項」の定めるところに従って当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ・割当先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

#### 割当先を選定した経緯と理由

当社グループは、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、経営基盤の強化、将来収益源泉を獲得していくことが、当社グループの当面果たすべき具体的な役割であると認識しており、これらを確実に実行していくためにさまざまな取り組みを行ってまいりました。また、同時に第三者割当増資等直接金融を視野にいれたさまざまな資金調達の手法を検討してまいりました。当社グループには事業資金の確保が必要であり、かかる資金調達の手法の検討においては、当社は事業会社、金融投資家や取引先など幅広い候補先の中から、今後の当社グループの事業戦略を理解したうえで当社の経営方針を尊重していただける候補先に対する第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことを検討してまいりました。このたびのBrilliance Hedge Fund（プリランス・ヘッジ・ファンド）の選定は財務アドバイザー会社からの紹介によっております。なお、財務アドバイザー会社の選定については、複数の選択肢の中から、当社にて事業内容や信用に関する調査等を行い、また、アドバイザーサービスの内容とかかる費用について検討したうえで、当社にとって最適であると判断した当該会社とアドバイザー契約を行っており、当該アドバイザー会社より、ファイナンス候補先の一つとしてBrilliance Hedge Fundを紹介いただきました。これらの検討を経て、当社は、平成21年9月18日開催の取締役会決議においてBrilliance Hedge Fundを割当先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株予約権の割当先であるBrilliance Hedge Fundは、純投資を目的に、自己資金および日本人を含む富裕層から出資され、組成されたファンドであります。また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、投資対象も株式・債券・転換社債・ワラント・為替・投信・金利などあらゆる金融商品および先物・オプション・スワップなどの派生商品とするなど、それぞれ範囲を限定し、一定の条件を満たした上で、運用を行っていることが特徴です。なお、Brilliance

Capital Management Pte. Ltd.が当該ファンドの投資一任勘定委託先として運用を行っているファンドであります。

Brilliance Capital Management Pte. Ltd.に関しましては、本拠地はシンガポールにありますが、邦人が経営するファンド運営会社であります。

同社の提示した条件は、行使価額修正条項付で、かつ、今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を制限する行使制限条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、より有利な資金調達手法を選択することができるなどの点で、当社及び当社の既存株主様にとって現状を鑑み最善な方法であると判断しております。

上記の点に加え、当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいたうえで、当社の資金調達目的について理解をいただいている割当先であること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨、及び当社による今後の資金調達についても柔軟に協議に応じる旨の意向を示しているなども踏まえ、本新株予約権の割当先として選定いたしました。

なお、当社は、Brilliance Hedge Fundから、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社におきましても専門の調査機関に調査を依頼し、割当先及び投資一任勘定委託先が反社会的勢力との間における関係がない旨の報告を受けております。

#### 割当先の保有方針及び行使制限

割当先であるBrilliance Hedge Fundとは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。なお、別記(2)「新株予約権の内容等」欄に記載の「新株予約権の譲渡に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

また、当社と割当先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本新株予約権の割当先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

#### 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

#### 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先の投資一任勘定委託先から本新株予約権の発行にかかる払い込みにつきまして、割当先より発行日以前に払い込むことの確約をいただいております。また、併せて本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、権利行使に支障がない旨の確認書を受領しております。従って、いずれにおいても当社は、割当先が払込に要する財産を有することは確実であると考えています。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	明治機械株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄1項(1)号の出資額を同欄第(2)号の行使価額（但し、同欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の行使価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、5,000,000円とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、56〔発行決議日の前日の終値×105%（円未満切り上げ）〕円とする（以下「当初行使価額」という。）。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>当社は平成21年10月6日〔割当日〕以降の毎週金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日（但し、決定日に終値（気配値を含む、以下同じ。）のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満切り捨て、以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第3項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。但し、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の55%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。但し、第3項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の200%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。但し、第3項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が他のいずれかの調整日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,504,741,200円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成21年10月8日から平成23年10月8日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 明治機械株式会社 総務部 東京都千代田区神田多町二丁目2番地22 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 京橋支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の発行価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載して、これに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄1. 新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとします。

本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとします。

## 2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1) 行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄1. 新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2) 当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

## 3. 本新株予約権の行使制限

当社は本新株予約権者に対し、10営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使禁止期間」という。)を指定することができます。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は割当日から平成23年9月8日までとします。

前号にかかわらず、当社が上記表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができます(なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行います。)

## 4. 本新株予約権の取得請求権

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄

1. 新株予約権の行使請求受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有します。

## 5. 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」

（平成16年法律第88号）施行に伴い、平成21年6月26日開催の第134回定時株主総会で承認された当社定款の定めに従い、株券を発行しません。

## 6. 本新株予約権の発行価額及び行使価額の算定理由

本新株予約権の発行価額（1個当たり15,804円）は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総額買受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関が算定した結果、その算定価値と同額を本新株予約権1個の発行価額金15,804円としました。

行使価額は、本新株予約権の特徴、当社株価の推移を鑑み、本新株予約権の発行を決定する取締役会決議日の前日の当社普通株式の普通取引の終値の105%としております。会社法においては、行使価額は1円以上であれば幾らでも可能ですが、当初行使価額は時価を上回る価額といたしました。

また、修正後の行使価額は毎週金曜日の株価終値の90%となりますが、下落時のみ修正される仕組みではなく、上昇時も修正される仕組みとなっており、時価を基準とした行使価額となります。

なお、発行価額及び行使価額に関しましては、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される上で、公正に算出されており、有利な発行ではなく、合理的であると判断しております。

なお、払込金額が割当先に特に有利でないことに係る適法性に関して監査役全員から有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ています。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,504,741,200	8,000,000	1,496,741,200

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額（4,741,200円）に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（1,500,000,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

なお、仮に上記金額の減少が生じた場合につきましては、「産業機械関連事業部門における製粉の施設建築の資材（現材料）調達費用」「半導体製造装置関連事業部門における開発及び販売強化の費用」「当社及び当社子会社における運転資金」の順で資金使途を減少させる予定であります。

**（２）【手取金の使途】**

調達する資金の具体的な使途

- ・ 産業機械関連事業部門における製粉・飼料の設備建築の資材（原材料）調達の費用  
飼料及び製粉産業分野における大型プラントを含むプラント工事の施工に伴う鋼材をはじめとする原材料（外注費を含む）の調達費用として996百万円の使途を予定しております。

- ・ 半導体製造装置関連事業部門における開発及び販売強化の費用  
LED等新事業分野の機器の開発100百万円、半導体市況の反発に備えた新型半導体シリコンウエハー研削・研磨機の開発150百万円、営業部員の増強及び海外を含む営業所の開設など50百万円を予定しております。

- ・ 当社及び当社子会社における運転資金

当社及び半導体市況の急激な低迷に伴う子会社ラップマスターエスエフティ株式会社への不足運転資金として200百万円を充てる予定であります。

調達する資金の支出予定時期

本新株予約権による調達資金につきましては、平成21年10月8日から平成23年10月8日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払い込み後、順次、以下の資金として支出してまいります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
産業機械関連事業部門における製粉・飼料の設備建築の資材（原材料）調達の費用	996百万円	平成21年10月～平成23年3月
半導体製造装置関連事業部門における開発及び販売強化の費用	300百万円	平成21年10月～平成22年9月
当社及び当社子会社における運転資金	200百万円	平成21年11月～平成22年3月

調達する資金使途の合理性に対する考え方

今回の資金調達は、当社が掲げる経営改善計画及び重点投資策の実現における事業基盤の安定のため財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、短期的及び中期的に当社の企業価値向上に資するものであると考えております。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第134期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成21年9月18日）までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更部分には下線を付してあります。以下の変更部分には将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成21年9月18日）現在において判断したものであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成21年9月18日）現在において変更の必要はないと判断しております。

なお、\_\_\_\_\_下線は追加及び変更箇所を示しております。

### 4 [事業等のリスク]

当社グループの経営成績及び財務状況等（株価を含む）に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成21年9月18日現在において、当社グループが判断したものであります。

#### 1. 経営成績の変動要因について

##### (1) 産業機械関連事業の設備投資動向と受注価格競争の影響

製粉・飼料業界は成熟した産業であり、大型飼料プラント物件の受注、また、引合いはあるものの、依然として受注価格競争は厳しく、当社は利益率の観点から選別受注に努めていることから、今後の収益の減少となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (2) 塗装工事関連事業の設備投資動向の影響

当社グループの塗装工事関連事業については、マンション、住宅のリニューアル事業は、同業他社との厳しい受注競争があり、一方、プラント装置等のコーティング事業は、国内外において順調に推移しております。しかしながら、今後のこの業界の設備投資動向次第では、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (3) 半導体製造装置関連事業の設備投資動向の影響

当社グループの半導体製造装置関連事業については、業務提携契約に基づき当社がOEMによる生産を担当し、ラップマスターエスエフティ株式会社が開発及び販売を行っております。半導体業界は、デジタル家電、自動車のIT化などを反映し堅調に推移しており、今後も需要の拡大が予想されるところであります。その反面、世界的に好不況の波が大きい半導体関連市場の動向が悪化した場合に半導体メーカーからの受注の減少や価格引下げなど、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## 2．業績の季節的変動について

当社グループの産業機械関連事業、塗装工事関連事業の売上計上は、下半期、特に年度末の3月に偏重する傾向がありますので、当社グループの売上高は、上半期に比較して下半期の割合が高くなり、経常利益も、人件費等の固定費、営業経費は売上高に関係なく発生することから、上半期に比較して下半期の割合が高くなる傾向があります。従いまして、連結会計年度の上半期と下半期のグループの業績に著しい相違が生ずるリスクがあります。

## 3．為替レートについて

連結子会社明治機械（徳州）有限公司は、将来的に生産地と販売地の通貨が異なることが見込まれ、為替変動の影響を受けることが考えられます。生産を行なう通貨価値の上昇は、製造コストを増加させる可能性があり、これが利益率と価格競争力を低下させ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## 4．新商品開発力について

当社グループの産業機械関連事業、半導体製造装置関連事業においては、顧客・市場ニーズに対応した新製品の開発に心がけていますが、その成果が出ない場合、また、その新製品の市場投入のタイミングを逸した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## 5．資材価格の変動について

産業機械関連事業のプラント関係では、建築において原材料の仕入値は鋼材価格の動向に左右されます。仕入価格の上昇を売上金額に転嫁できない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## 6．海外展開について

当社グループの連結子会社明治機械（徳州）有限公司は、製粉用ロール製造販売を中国拠点に行いますが、次のような要因が発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

- 伝染病等の発生による貨物の輸入禁止
- 突発的な法律・税制の変更等
- 為替レートの大幅な変更
- テロ、内乱、暴動等による政情不安

## 7．経営上の重要な契約について

当社は化学的機械研磨（CMP）装置に関し、浜井産業株式会社と1年毎の更新で業務提携契約を締結しております。何らかの事情で当該契約が更新されない場合又は途中解約される場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## 8．法的規制について

### (1) 産業機械関連事業

当社グループの産業機械関連事業は、建設業法、食品衛生法、労働基準法、安全衛生法、製造物責任法等の法的規制を受けております。当社は「建設業法」に基づく免許を受け、建設工事を行っております。今後これらの法律改正等があった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (2) 不動産関連事業

当社グループの不動産関連事業は、宅地建物取引業法により法的規制を受けております。当社及び連結子会社シンヨー株式会社は、不動産業者として「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、不動産の賃貸を行っております。今後これらの法律改正等があった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (3) 塗装工事関連事業

当社グループの塗装工事関連事業は、建設業法、労働基準法、安全衛生法等により法的規制を受けております。連結子会社シンヨー株式会社は、「建設業法」に基づく免許を受け、塗装工事業等を行っております。今後これらの法律改正等があった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (4) 人材派遣関連事業

当社グループの人材派遣関連事業は、労働者派遣法、職業安定法等により法的規制を受けております。連結子会社シンヨー株式会社は、「労働者派遣法」「職業安定法」に基づく免許を受け、人材派遣事業を行っております。今後これらの法律改正等があった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (5) 半導体製造装置関連事業

当社グループの半導体製造装置関連事業は、労働基準法、安全衛生法、独占禁止法、特許法、製造物責任法等及び安全保障輸出管理に関わる法令により法的規制を受けております。今後これらの法律改正等があった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 9. 株式価値の希薄化について

当社は財務体質強化等を目的として、平成21年9月18日開催の取締役会において、Brilliance Hedge Fundを割当先とする第三者割当てによる新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の発行済株式総数は73,656,731株であり、本新株予約権の行使により最大48,387,000株の新株式が発行されることにより、65.69%の希薄化率（全部行使後における発行済株式総数の39.64%）となります。しかし、当社といたしましては、今回の資金調達は、当社が掲げる経営改善計画及び重点投資策の実現のため、財務基盤の強化及び事業基盤の安定と将来収益の源泉の確保につながり、短期的及び中期的に当社の企業価値向上に寄与するものであり、今後の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上も見込まれることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 10. 本新株予約権の割当先について

本新株予約権の割当先であるBrilliance Hedge Fundからは、当社株式の保有方針として、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有してはおりませんが、当社は平成21年9月24日にBrilliance Hedge Fundと締結する総額買受契約において、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である条項を入れております。よって、今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性はございません。また、割当先である当該ファンドは財務アドバイザー会社からご紹介いただいたファンドであり、自己資金及び日本人を含む富裕層から出資され組成されております。なお、当該ファンドへの出資者については管理会社であるアドミニストレーションサービスにより当該ファンドの出資者が反社会的勢力との繋がりが無いことを確認するとともに、当該ファンドの投資一任勘定委託先から、同内容の確認書及び資金確保に関する確認書を受領しております。

#### 11. 資金調達について

新株予約権証券の新規発行により資金調達を行うこととしておりますが、新株予約権については、行使期間内（平成21年10月6日以降）において毎週金曜日を決定日として、決定日の株価終値の90%に行使価額が修正され、当該行使価額の修正から直近で行使価額の修正がされるまでの間（次回の行使価額の修正）、その性質上、行使価額が市場価額を下回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社グループの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。

#### 12. 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において営業損失24百万円、当期純損失688百万円を計上し、当第1四半期連結会計期間におきましても、営業損失27百万円、四半期純損失73百万円を計上いたしました。営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度は1,262百万円のプラスでありましたが、当第1四半期連結会計期間は79百万円のマイナスとなりました。財務面におきましては、提出会社の当第1四半期会計期間末の預金及び預金残高は490百万円となり、前事業年度末に比べて1,251百万円減少しております。これは主に、借入金が前事業年度に比べて1,675百万円減少したことによるものであります。借入金の返済は全て約定どおりのものであります。平成21年5月に作成した年度資金計画にて予定していた当第1四半期会計期間の借入予定額1,650百万円が、実際には208百万円しか実行できなかったことによる減少であります。また、当第1四半期会計期間での新規借入金の平均金利は、前事業年度の借入金全体の平均金利と比較すると年利が1.04ポイント上昇しております。金融機関の融資姿勢の厳格化等の影響により、提出会社の運転資金の調達が当初予定より遅れている状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当該状況の解消を図るべく当社として対策を講じてまいりますが、これらの対策が計画どおり進捗しなかった場合、当社事業に支障を来す可能性があります。

### 13. その他

#### (1) 情報漏洩のリスク

企業内機密情報や個人・顧客情報、取引先情報等の流出により企業の信用失墜のリスクが考えられます。従業員の教育と規程に基づく監視体制の強化、さらにはハード面を含めた情報セキュリティの強化を図ってまいります。

#### (2) 自然災害や突発的事象発生リスク

地震ほか自然災害に起因する設備の損壊、電力、ガス、水道等の供給難による生産の停止、得意先への出荷の停止などサービスの提供ができない恐れがあります。

#### (3) 人材に関するリスク

必要とする人材の確保ができない場合には、当社グループの成長や利益に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第134期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第135期 第1四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

明治機械株式会社  
取締役会 御中監査法人トーマツ指定社員  
業務執行社員 公認会計士 世良 敏昭 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森谷 和正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治機械株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

明治機械株式会社  
取締役会 御中監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	世良 敏昭 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森谷 和正 印
----------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明治機械株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

明治機械株式会社  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	世良 敏昭	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森谷 和正	印
----------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治機械株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、明治機械株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、明治機械株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

明治機械株式会社  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 世良 敏昭 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森谷 和正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明治機械株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

明治機械株式会社  
取締役会 御中監査法人トーマツ指定社員  
業務執行社員 公認会計士 世良 敏昭 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森谷 和正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治機械株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第133期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治機械株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

明治機械株式会社  
取締役会 御中監査法人トーマツ指定社員  
業務執行社員 公認会計士 世良 敏昭 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森谷 和正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治機械株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第134期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治機械株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。